

第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会 議事録

【日 時】：平成25年1月23日（水）13：30～14：43

【場 所】：鳥取県 西部総合事務所 福祉保健局 大会議室（2階）

【出席者】：別紙記載

【次 第】：別紙記載

【議事録】：

（水中室長）

それでは、第2回島根原子力発電所に関する安全協定に係る協議会を開催したいと思います。本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿のとおりでございます。中国電力株式会社様、米子市様、境港市様、鳥取県の4者でございます。本日の議題につきましては、お手元の次第にございますように、挨拶、それから議題といたしましては、（1）中国電力島根原子力発電所の原子力防災（ソフト面）への取組みについて、2項目目といたしまして、（2）島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運用面における確認について（3）その他、その他、閉会ということでおきたいと思います。それでは、まず最初に鳥取県より城平危機管理局長より挨拶をいたします。

（城平危機管理局長）

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。この協議は、昨年の11月に第1回目を行ったわけですけれども、今年初めてということで、改めまして、中国電力の皆さん、それから米子市さん、境港市さんご参加いただきました江府町さんの方も今年もどうかよろしくお願ひいたします。さて、この協議会の方は、第1回目の時に立地県、あるいは立地市並みの協定の改定をということでお願いをいたしまして、今、違がある4項目について協議をさせていただきました。その時にも、地域防災計画などの関係があるので3月までを目標にということでさせていただきました。そういう意味では、今日現時点はまだ、中国電力の方では内部で検討をしていらっしゃるというふうに伺っておりますので、本日は、この4項目につきましては回答がないということは、こちらの方も承知をしたうえで、今日の協議会を開かせていただいております。そのような中で、本日の協議の方は、協議をさせていただきます状況といたしましては、現在、鳥取県の方では原子力災害対策特別措置法の改正に併せて、地域防災計画、これの原子力災害対策編、それから住民避難計画を新たに作る。これをその期限であります、3月18日を目標に作業を進めておりますが、既に素案、原案を作成しまして、住民の皆さんにパブリックコメントをさせていただいているところでございます。それから先だっては、中国電力の方から防災業務計画の協議の申し入れということをいただきまして、これも法律に基づいて原子力災害対策特別措置法に基づいて協議ということで、関係周辺県になって初めて協議を受けさせていただいくという状況にもなりました。併せて、この防災業務計画については、関係周辺市であります米子市さん、境港市さんの方にも意見照会をさせていただいて、それを含めて意見をお返しするということで、準備を進めているところでございま

す。このようなところをしているところでございますので、防災業務計画の中身あるいは、地域防災計画の中身の中に、安全協定に係る部分がそれぞれあったり、防災業務計画と県の地域防災計画、あるいは市の方の地域防災計画にも関わりがあるというのがございます。その様なことも含めて、現在結んでおります安全協定、これの運用をですね、きちんと共通認識を持ったうえで、実効性を確保しながら、住民の皆さん的安全、安心に繋げていきたい、ということを主目的に今日はその協定の運用についての協議、あるいは確認をさせていただければと思っております。そのような趣旨で、本日の協議会を進めさせていただきたいと思いますので、是非ご協力をいただいて、それから既に現在、運用を開始している協定の運用でございますので、皆さんの方からも忌憚のないご意見をいただいて、より良い運用ができるように、ということで話し合い協議ができればと思っています。皆さまのご協力をお願いいたしまして、私の方からの開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(水中室長)

それでは続いて、中国電力株式会社の長谷川副本部長の方よりお願ひします。

(長谷川副本部長)

皆さん、こんにちは。島根原子力本部副本部長の長谷川でございます。冒頭、それではご挨拶をさせていただきます。まず、引き続きまして、当社島根原子力発電所の運営・管理にご理解、ご協力を日々いただきまして、この場をお借りしまして、御礼を申し上げたいと思います。実は冒頭ご挨拶を今、局長の方からいただきましたお話の裏返しということで、当社の方からも再度お願ひする形になろうかと思っております。とりわけ、原子力防災につきましては、今お話がありました昨年末以来、広域的な避難計画の策定、あるいは地域防災計画の見直し作業等、膨大な作業をお願いいたしております。私ども原因者、電気事業者として再度、お詫び、御礼を申し上げる次第でございます。また、今週26日には、土曜日にもかかわらず広域的な防災訓練が実施されます。そこにおきましては、この度、米子市、境港市の住民の皆さまもお休みにもかかわらず、避難訓練を実施されると聞いております。改めて御礼を申し上げるところでございます。一方、当社の事業者としての原子力防災業務計画でございますけれども、今月16日に今回初めて、法制度が変わりまして、鳥取県の方にも見直しの協議をお願いしたところでございます。何卒、制度の趣旨をご理解いただきまして、ご協力をいただければと思っております。本題の安全協定でございますけれども、前回、11月に4項目の協定の趣旨、そういうものを承っております。こちらも今お話がありましたとおり、現在、社内で検討中でございますので、また次回以降、回答をさせていただくことになろうかと思います。それに先立ちまして、この1年間、鳥取県さん、米子市さん、境港市さんの安全協定の履行、運営をしてまいりましたけれども、若干相互でしっかりと確認しておくべき点が分ってまいりました。今日はそういうところを中心に議論をさせていただきたいと思っております。これによりまして協定の実効性が益々高まると思っておりますので、実のある議論をお願いしたいと思います。また、今日は、後ほど当社の防災の取組みについて、ご説明させていただきます。発電所の安全対策とこの防災は勿論2本の大きな柱でございますので、当然我々も福島の事故を受けて一層の対応をしているところでございますの

で、是非とも今日のこの機会を有効に活用させていただければと思っております。いずれにいたしましても、今日の皆さま方のご意見をしっかりとお聞き、受け止めまして、議論に加わりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

(水中室長)

それでは議題の方に移りたいと思います。ここからは城平危機管理局長の方から進行していただきます。よろしくお願ひします。

(城平局長)

それでは早速議題ということで、原子力防災への取組みということで、前回の時には津波対策などを中心として施設の安全対策の取組み状況についてご説明いただきました。今日は、その両面となりますようなソフト面からの取組みの状況をご説明をお願いしたいと思いますし、それからその後その安全対策で進んでいる部分がございましたら、併せて補足を前回からここは進んでいるということがあれば説明いただければと思います。それではすみませんが、中国電力さんの方からよろしくお願ひいたします。

(中国電力)

・ ・ ・ ・ ・ 別添資料説明のため省略

(城平局長)

はい、ありがとうございました。それでは、こちらの方から質問をさせていただければと思いますけど、まず最初に私の方から何点か。何点かあるので一つずつお願ひしたいと思いますが。画面の5番目ですね。総合原子力防災ネットワークへの接続ということで、官邸まで結んでされているネットワークが作られていますけど、先ほど、一番最後の緊急時は衛星携帯電話なども準備しておられるとの話もありましたが、このネットワークについては、複数ルート化が図られているかどうかということがお伺いしたいと思います。それから、併せて支援拠点が、今候補地が3つあるということでしたけども、その支援拠点、まだ候補地ということで、できていないのかかもしれません、その支援拠点とネットワーク、ここの部分のネットワークは結んでいかれる予定があるのかどうか、ということの説明をまずはお願ひしたいと思います。

(北野部長)

はい、分りました。7ページをご覧ください。一応ルートですが、現時点ではまだ最終局面までは来ておりませんが、通常のネットワーク、インターネット回線のほか衛星を使った回線も将来的に入ることで進めております。通信速度自体は、当然普通のネットワークまではいきませんが、テレビ会議、画像があまり動かないという形にはなりますが、テレビ会議は可能ということで、多重化を図っております。そして災害対策支援拠点との連絡ですが、こちらはどちらかというと後方支援で、ここはそもそも情報連絡が必要な場所ではございませんので、もちろん災害時の携帯電話とか、できる限りの通信手段は持ちますが、この4地点ほど強固ではないということになりますが、十分連絡できる状況で、その辺は支障のないというふうに考えております。ご質問に対してはよろしいでしょうか。

(城平局長)

ありがとうございました。続けてですけども、6ページの画面ですけども、原子力防災訓練の実施ということで、昨年度も何回か訓練を実施されるということで、今年度もですけれども、私どもの方も、米子市、境港市さんの方も、一緒に、中に見に行かせていただいておりますけれど、これについては、法律の改正の中でもかなりここの部分については、実際の運用面で実効性を確保するということで、訓練ですとか研修を充実するということが書かれておりますが、その辺りについて、訓練内容だとかということが見直しをされるのかということと、それから、先ほどありました新たに今までしていなかった国に報告して評価を受けるということでしたけれども、具体的にどのような観点で評価を国の方がされるようになるのか、それから、国の評価するのは、本省の方でされるのか、現地に専門官がいらっしゃるので、そちらの方でされるのかというようなことが教えていただければと思います。

(北野部長)

原子力防災訓練についてのご質問でございまして、防災訓練のカリキュラム等はですね、これまで中国電力としていろいろ工夫をしてまいりまして、いろいろなパターンの個別訓練、そして今月末に予定しております総合訓練、それぞれやってまいりました。こういったところを、体系付けて訓練計画を練りますが、やはり当社だけでは偏る可能性もあるということで、例えば今回の事故を踏まえて電力会社で作った原子力安全推進協会、J A N S Iと言いますが、こちらですね、今、そういった防災訓練のカリキュラム等について、有識者の方を含めて検討を進める体制ができております。そういうところの知見、あるいは国から得られる知見、そういうものを踏まえながらP D C Aを回して直していくというのが主体でございます。現時点では当社としてできるだけの訓練内容を織り込んだものでございます。今月末の防災訓練、社内訓練では、是非そういったところもご確認いただければと。もう一つ、国の確認ですが、現在国が策定中でございまして、中身がまだ全て分つておる訳ではありませんが、国として必要な手順、そういうものの、国として必要だと考えている手順がちゃんと電力会社の中にまだ入っているかというところでやられますので、近々そういうものが出てくると思います。現在、国は電力会社のそういう訓練を見ながら自分達の手順が正しいかどうか確認されていますので、そういうところができるあがってくれれば、こういった観点で見られますということをご説明できるかと思います。

(城平局長)

はい、ありがとうございました。今お話が出たように国の方も指針をまだ途中段階というか、まだ検討する課題が多くあるといわれている段階ですので、その国の方の指針の、更なる具体化だとかということがされつつある中で、中国電力の方も、防災業務計画を作る、県の方もあるいは市の方も地域防災計画を作るということで、並行作業でやっておりますので、その関連でまだ詰め切れていない部分というのがあるというのは、これは並行作業でやっているが故の部分があると思いますので、またその辺り決まってまいりましたら、よろしくお願ひいたします。それは10ページ、10の画面でお願いしたいのですけども、原子力関係の情報伝達ということですが、先ほどそういういろいろなツールは持つていらっしゃるというお話があったのですが、私どもの方も、住民の皆さんへの情報の伝達というものについては、米子市さん、境港市さんとともに

に、責任を担っているわけですが、中国電力さんの方で、直接住民の方に情報伝達できるというようなツールというのはどういうものを持っていらっしゃるのですか。報道機関を通じてという以外のもので、ホームページなどがあると思いますが、どちらかというと緊急時にどのような情報伝達手段を持っていらっしゃるかということを知らせていただければと思います。

(北野部長)

はい。緊急時となりますとですね、当社だけ独自で報道機関に対応する話ではなくて、おそらくではございますが、一つは、現場ではオフサイトセンター、こちらに当社の社員もおりまして、その中で国や自治体さまと協力して情報の伝達をする、もう一つが本社側に今回作ります原子力施設事態即応センター、こちらも同様の機能があると考えております、この2箇所でそういう対応を行いますが、直接情報というのは緊急事態では非常に難しくて、メディアさんも張り付いておる状況でございまので、実態はメディアからの情報、あるいは、うちでいうと各支社から関係先に配るような、あいだ形ぐらいしかないと、むしろメディアの注目を一心に浴びますので、これが一番早いとは考えています。

(城平局長)

はい、分りました。そういう意味ではオフサイトセンターを中心とした情報の発信と、それから私どもの方の自治体にきちんと情報を伝えていただいて、それを伝えるということが大事だと思いますので、そういう意味で、先ほど最後の伝達手段となります衛星携帯電話などの緊急時の連絡網について、少し予め連絡網を構築しておくということをやっていった方がいいのかなと、私どもの方も衛星携帯電話の数を増やすとかいうことを検討していますので、そういうことを含めて、一緒にやっていければと思いました。

(城平局長)

それから12の画面ですけれども、資機材の貸与などについてですが、これは実は、昨年12月に安全協定を締結する前に、実はこういうものを鳥取県内に貸与をお願いできないかということでお話したのですが、その当時は島根県内分しかないのでということでお話がありましたけれども、ここについては30km圏内に拡がったということをもって鳥取県側と島根県側と両方のものを準備していかれるということで、まだ全部が整備済みでないでしょうから、ここの数字について、今から相談していきながらということでおいででしょうか。

(北野部長)

はい、結構でございます。量を増やしていくというのが、どう反映するかは今後のご相談ということでおろしくお願ひします。

それともう一件、ご説明しておりました10ページのところでございますけれども、実は今回の防災業務計画において、緊急事態においては従前は鳥取県さんであったり、米子市さんであったり、境港市さんであったりするんですが、今回、鳥取県警さんを追加しております。これは避難の際の柔軟な対応が必要であろうということで、当社の判断で入れさせていただいているので、今後その辺を踏まえてご相談させていただければと思います。

(城平局長)

ありがとうございました。今ご説明していただいたのに加えて、ちょっと私の方でもう一つといふか、あと2つお願いがあるのですが、まだ国の方で検討段階でありますけれども、報道などで既に伝えられております新安全基準ですね、この対応状況、例えばフィルタ付きのベントはこういう状況だということは以前もご説明いただいておりますが、その辺りを含めてどのような状況かということをご説明いただければと思いますし、それから先ほどご説明いただいた3番目の画面に関連するのですが、これもまだ国の検討チームでの段階ではありますけれども、防護措置の基準というO I Lのことが検討されていますので、その辺りについて、中国電力の方の分る範囲、あるいは取組みの範囲で結構ですので、その2点の観点で説明をお願いできればと思います。まだ国がそういう段階ですので、まだ検討がされていない部分があればそれはそういう説明で結構ですので、よろしくお願ひします。

(北野部長)

はい、まず新安全基準の骨子でございますが、今月に入って、骨子の案が出てきて、実は先週金曜日に電力の事業者ヒアリングというのがございました。現時点でまだ案の段階で、まだ25日にもう1回協議をさせていただけるということで、まだ骨子の案でございますので、これについての対応が「○」とか「×」とかというところがまだ言える段階ではございませんが、我々としては、骨子が出る前からいろいろなことを先取りしながら対策を打ってきております。国が言わされたからではなくて、こういったものが必要だと自主的に判断しながら取組んでまいりました。最終的に骨子が、やがて省令になり、基準になれば、きちんとそれには対応してまいりますが、まずはこういった新しい安全基準が適切なものかというのは、我が社としても、あるいは電力会社全体としても、アメリカやヨーロッパの状況を見ながらいろいろと考えておるところでございますので、まずは国の考え方を聞きながら、また議論を戦わせていただきながら、進めてまいって、最終的に決まれば、できるだけそれには、納得すれば、できるだけ早くそれを導入するというところでございます。フィルタベントにつきましては、元々昨年4月に社長の方から付けるということで報道発表しており、現在メーカーに発注しまして、詳細な仕様を検討している最中でございますので、これは現在では平成27年度に付けることで鋭意進めておるところでございます。これもできるだけ早く付くように努力はしてまいりますけれども、これは国の基準がどう変わろうと付けるというものでございます。骨子案について、そのひとつひとつは、実はまだ固まっていないので、それについてどうかと軽々には言えないところでございます。もう一つはO I Lでございます。もともと緊急時の当社から情報提供するE A L、Emergency Action Levelというのがまずあって、それを踏まえてO I Lといものがあるわけでございまして、まだこれがどうもまだまだちょっと固まっていないところでございます。今回の当社の防災業務計画でも不十分ではございますが、警戒事象ということでご連絡する形にはさせていただきますが、まだこれは最終形ではございませんので、ちょっとそういう形でまだまだ3月段階でおそらく国もなかなか完成しないかもしれない、その辺ちょっと不透明でございますので、もう少し中身が固まれば、ご説明の場を設けさせていただきたいというふうに考えております。

(城平局長)

ありがとうございました。皆さんの方から、すみません私の方から続けて質問してしまったのですが、皆さんの方からいかがでしょうか。米子市さん、境港市さんからいかがですか。

(伊達部長)

局長がほとんど聞かれたので、聞くことはあまりないです。ただ、防災対策の方でこの間も新聞報道で流れていたように、先行して自社で考えられる対策を21項目終わったということで、新安全基準が出てからもですね、それぞれ報道でもありますように、多重性、多様性を求められているというところはどんどんまた追加でやっていくということなんですね。

(北野部長)

はい。

(城平局長)

はい、ありがとうございました。それでは次の議題に入らせていただきたいと思います。協定の運用面における確認についてということですけれども、これについては、先ほど長谷川副本部長さんからのご挨拶の中にもありましたけれども、両方が共通認識を持ってやっていくとより良い運用ができるので、それを改めて確認していくこうということがございます。それから、安全協定を1年間運用してきた部分と原子力災害対策特別措置法の改正で関係周辺県あるいは関係周辺市に位置付けられたことに伴って、運用で確認したい。そういうことも含めまして全体としての住民の皆さまの安全安心を確保するための実効性を確保したい、ということで協議をさせていただくものでございます。今日は、県の方でこういう部分についてどうだろうかということで説明をさせていただきたいと思います。これについても、今日、こちらの方から提示をさせていただくものでございますので、基本的には次回以降の協議会で検討結果を回答いただければと思います。その中で、今日、補足で言える部分があれば言っていただければとは思いますけれども、基本的には次回以降で、検討していただいてのご回答がお願いできればと思います。

そのようなことで、1つ目ですけど、お手元に資料を配らせていただきました。こちらの方で5点ほどの確認事項を作らせていただきました。1つ目は、今スクリーンの方にも映させていただいておりますが、鳥取県の方には原子力防災専門家会議の委員がおりまして、特別職の職員です。プロパーの職員ではないものですから、安全協定の中で職員ということだけ書いているものですから、ここについて、この1年間ではプロパーの職員が、鳥取県、それから米子市、境港市の職員が現地に入らせていただいたということを行いましたけれども、こういう専門家会議の委員の方に入っていいいただくということをしておりませんでしたので、ちょっとここは私どもの方からすると、これは職員に含まれると思っているわけですから、ここについての確認をまずはさせていただきたいと思っております。これは、私どもの方も職員も入るわけですから、専門家の方のご見識、お考え、判断も十分に活用したいということもありますので、この特別職の職員が入ることについてご理解をいただいて運用ができればと思いましての提案でございます。まず第1点目について何かございましたら。

(長谷川副本部長)

それでは、長谷川の方から。1点、いま再三ございました、対象の方は、鳥取県原子力防災専

門家会議委員の方ということと認識しております。実はこの運用につきましては、島根県の方でも類似の運用がございますので私どもとしては、今のご要望、現地確認を委員の方をお受けする方向で検討したいと思っておりますので、別途、次回以降、回答させていただきたいと思います。

(城平局長)

ありがとうございます。これに関連して何か皆さんの方からご質問は。

(伊達部長)

両市については、当然こういう専門家会議は県のように持っていませんけれども、もし、うちも設置したときは同じ扱いということと、それと防災関係の職員でなくても、例えば、当市の自治防災課長ではなくて、自分が直接の担当部長として行くということも可能ということですね。

(長谷川副本部長)

後段の方につきましては、地方公務員法と当然ございますので、そこは問題ないと思っております。また、現状、両市におかれましては、そういう専門家の方はいらっしゃらないわけでございますけれども、もしこの先そういった委員の方をご任命になるのであれば、同様の対応になろうかと思いますけれども、その際は、別途また確認をさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

(城平局長)

ありがとうございました。それでは、次の項目に入りたいと思いますけれども、立入検査ということで、これは法律に基づいて県が立入検査ができるということになっておりますので、その法律に基づいてできる立入検査の運用について確認をさせていただきたいと思います。担当の方から説明をさせていただきます。

(寺崎参事)

危機対策・情報課の寺崎と申します。よろしくお願ひいたします。そういたしますと、資料を基にご説明をさせていただきたいと思います。立入検査の運用確認ということでございますけれども、昨年9月19日の原災法の改正に伴いまして、同法32条に規定されている立入検査というのが関係周辺都道府県において付与されているということを受けて、今後運用の在り方を定めていきたいと考えております。内容といたしましては、今後、確認した事項について地域防災計画にも記載していきたいというふうに考えております。概要といたしましては、この法の施行に必要な限度において、その職員を島根原子力発電所に立入検査をさせて、以下の項目について行うものというふうに記載していただいています。あくまで今の段階の想定の検査項目ですけれども、法においては施行に必要な限度においてというように定められておりますので、それぞれ根拠条文をもとに引用をさせていただいております。その概要といたしましては、原災法に基づき届出のあった原子力防災要員等の配置状況でありますとか、防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等について検査を行います。それぞれの条項といたしましては、今のところ1番から6番まで記載させていただいておりますけれども、原災法の7条、8条、9条あるいは11条のところ、あと最後にその他原子力災害の発生防止対策に必要な事項ということで、原災法第3条から引用の方をさせていただいているところでございます。今のところ、このような

形で予定をしているところでございます。

(城平局長)

今、担当から説明させていただきましたけれども、これは地域防災計画の中にも書き込みたいということがありまして、改めて確認をお願いしたいというものでございます。この点について、ございましたら。

(長谷川副本部長)

法令に準拠した記載ということは、私どもも当然承知しております。今、拝見いたしましたけれども、念のため当社の社内でももう一度確認をいたしまして、次回、回答させてください。いずれにしましても、立入検査にいらっしゃるとなれば、当然、しっかり真摯に対応いたしますので、そこのあたりはよろしくお願ひいたします。

(城平局長)

はい、ありがとうございました。皆さんの方から。

(上村部長)

今、県と境港市、米子市でお願いしています協定の改定でございます。そこで使っている言葉が現地確認ということで、立入調査へということでお願いしているわけですけれども、ここでは、原災法第32条の立入検査ということになっております。この場合、県については立入検査ができるということですけれども、境港市、米子市の場合は、協定の方では現地確認ということになっておりますけれども、この立入検査のときに一緒に立ち会うということは可能なのでしょうか。

(長谷川副本部長)

私どもとしては、安全協定の第11条にございます現地確認として、鳥取県に同行していただければというふうに考えております。

(城平局長)

運用上は、法律が定めている立入検査の範囲があって、現地確認の範囲はそれより広い。現地確認の中に、立入検査の内容が含まれているので、法律上の立入検査ではなくて、安全協定上の現地確認ということで米子市さん、境港市さんが同行できるのではないかというようなお考えということですね。これについても、最終的には再確認をされてから回答があるということでよろしいでしょうか。

(長谷川副本部長)

よろしくお願ひいたします。

(城平局長)

分りました。それから言い漏らしましたけれども、この立入検査の時もですね、先ほどの現地確認と同じで専門家会議委員の方の立ち入りというものについて、同じ扱いということでお願いできるのではないかと思っておりますので、これについてもご検討を合わせてお願いをいたします。基本的には先ほどの現地確認とあまり変わらない話だと思っておりますので。

(長谷川副本部長)

そこも含めまして、次回以降、回答させていただきます。

(北野部長)

原災法の扱いですので、法解釈ということで、協定とは違いますので、国の方にも聞かせてもらいながら進めたいと思います。

(城平局長)

法律の解釈ですから、国の方の見解というものもあると思いますので、私どもの方も国の方に確認していきたいと思います。そちらの方からも合わせてお願いができるべきだと思います。先ほどの、専門家会議の委員による現地確認や立入検査、このことについては両方とも地域防災計画の中に入れたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(城平局長)

次に3つ目の項目です。原子力安全文化の育成ということでございます。これについては、一昨年安全協定を締結した途中の協議でもお願いをしたが、中国電力の安全文化をということで、不適切な検査が500件を超えるようなことがあったというふうなときに、原子力安全文化有識者会議というものを設置されたので、これは特定の点検不備問題だけではなくて、全体としての安全文化ということで考えれば、この中に地元代表などを入れさせていただいて、中国電力の安全文化という観点でのところに住民の声を反映していただければと考えております。この様なことについては、やはり住民の皆さんのお気持ちの中に是非会社としての安全文化の育成をということがありますので、その様な観点で、先ほどの安全文化有識者会議に入るというのは、その一つとしてのやり方の提案ですけれども、何かこの辺りについて良い方法があれば、その様な仕組みが作れないか、ということで提案させていただきたいと思います。

(長谷川副本部長)

ただ今いただきましたご意見に対しても、今日の断面ということで、見解を述べさせていただければと思います。実は今ご指摘のございました原子力の安全文化、一言で最近、安全文化というふうに申していますけれども、我々原子力に携わる者には永遠の課題でございます。特に今ご指摘があったように、当社は3年前に点検不備問題を起こしまして、その根底にあるのが、やはり原子力安全文化意識の欠如だというふうな認識をして、その後再発防止に努めております。原子力安全文化というのは一言で言いますと、いろいろ定義がございますけれども、やはり安全を最優先にするというマインドを我々携わる者が持つ、そして組織の運営を何よりも最優先にしてその達成に向けて行くのだと、そういうことかと思っています。その再発防止の意味も含めまして作りましたのが、原子力安全文化有識者会議でございます。これにつきましては、当初の設置目的が点検不備問題の再発防止対策の一環という趣旨でございますので、現状、申し出がございました、鳥取県の方の代表者への就任ということにつきましては課題ということで認識させていただければと考えております。ただ、鳥取県民の皆さんのご意見、これは当然吸い上げる仕組みがいろいろございます。もちろん鳥取県の方に限らず、私ども電力会社の事業運営におきまして、地域の皆さまの声、これを最優先にした経営を行っております。特に、原子力に対するご不安、そういう声は、経営に大きく左右しますので、必ず経営層へ伝えるシステムを持っております。具体的に言いますと、この鳥取県で言いますと鳥取支社で11名の地域のオピニオンの方、

あるいは米子営業所、これは境港市の方も含みますが、10名の地域のオピニオンの方にお願いしております、アドバイザー会議という組織を設けております。

こういったところで、厳しいご意見あるいはご指導、そういったものを受けながら事業運営に反映させる。最近はこういった会議の中でも原子力に対するご意見が非常に多くございます。繰り返しになりますけれども、そういった意見は経営の最も重要な情報として吸い上げる、そして反映させるシステムを既に構築しております。ただ、それで決して終わることではございませんので、今後も、皆さま方のご意見を伺いながら、一層その安全文化が本当に実のあるものになるような事業運営を心がけて行きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(城平局長)

はい、ありがとうございます。皆さんの方からは、この件について何か、よろしいですか。それでは次に4点目に移りたいと思います。県民の皆さんへの広報ということですけれども、これについては、共通理念ということで書いていますけれども、やっぱり住民の皆さんに信頼感を得られるようにする、それがひいては安全安心というものに繋がっていくと考えていますので、日頃からの情報提供、特に正確な情報提供ということをきちんとやっていくこと。それからいざという時に、正しい情報をきちんと伝えていくという努力を、より一層の広報だとか、情報の伝達、情報公開そういうことに努めていくという必要があると認識していますので、一番下から2行目のところに書いておりますが、鳥取県の住民の皆さんと島根県の住民の皆さんが同様な情報提供をきちんと受けられるというふうにその手段をきちんと確保していくことを基本理念において、具体的なところの運用は今から詰めて行くというようなことで、その基本理念の共有をまずさせていただきたいという提案でございます。これはやはり、より一層やっていくということが大事なので、そのようなことを共有させていただいて、あともう一つは分りやすく広報すると言うことが必要なので、ここには書いておりませんが、そのようなことも含めて、共有ができればと思っての提案でございます。これについて、何かございましたら。

(長谷川副本部長)

今、お示しいただきました共有理念、これにつきましては当社も全く同じ思いでございます。特に先ほど申しました緊急時の地域の皆さんへの情報伝達、この点につきましては報道機関の皆さんの力によるところが非常に大きいという認識を当然持っております。島根県内で報道発表するものは鳥取県内でも同時に発表するなど、鳥取県内の情報提供もしっかりと対応してきているつもりではございますけれども、ご提案いただきましたとおり、またより良い運用を目指しまして事務レベルで今後詰めさせていただければというふうに考えております。よろしくお願ひします。

(城平局長)

広報の中に、直接住民の皆さんへする広報と、報道機関の皆さんのご協力をいただいて報道機関を通じての広報ということがございますので、そのようなことを意識しながら運用面で整理をしていくという様な協力がお願いできればと思っておりますので、基本理念の共有とそれから運用を今後、詰めていくということも含めて、次回の時にここについての正式な回答がいただければと思います。それではその点については良いですか。

それでは最後5点目になります。原子力防災対策に対する協力ということで、これは先ほど中国電力さんの方からソフト対策ということでお話をいただいた中に、それについて協力をするという説明もいただいたところでございますけれども、改めてこちらの方から、ここの部分で、やはり安全というものが防災との両輪ということで、安全対策、防災対策、これについて地域で行う、特に米子市さん境港市さん、それから鳥取県が行う防災対策について協力をお願いしたいというものでございます。先ほども貸与する資機材でお話をさせていただきましたけど、そのようなモニタリングのこと、スクリーニングへの協力、それから情報伝達への協力などをお願いしたいと思っております。これについて、現時点でのどのようなことですか、次回以降ということも含めてお願ひいたします。

(長谷川副本部長)

冒頭のご挨拶でも申し上げましたけれども、何より福島の事故を受けまして防災の取組みにつきまして、本当に地元自治体の皆さん方には大変なご負担をおかけいたしております。

そういう認識は強く持っておりまして、本当に申し訳なく思っているところでございます。

従いまして、この分野におきましては私共としてできる限りのことをご協力させていただければと、それが当然だと思っております。具体的に今、お話がありましたけれども情報伝達、モニタリングあるいはスクリーニングといった分野におきまして、どういった形のご協力ができるのかどうか、会社の中に持ち帰りまして検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(城平局長)

ありがとうございます。この点について何か米子市さん、境港市さんの方から。よろしいですか。それではその他、先ほどの議題2つについてでも結構ですし、議題の中で何か皆さんの方からございますでしょうか。

(北野部長)

先ほど直接の広報ということで1件申し上げるのを忘れていました、実はFM局と契約していまして、そういうラジオ放送でそういう緊急時の情報を流しているということも取組んでおります。直接、当社がスピーカーで話すわけではありませんが、ラジオというのは比較的有効な手段というのもございますので、方法は原稿を渡して読んでいただく形です。

(城平局長)

FMラジオはどこの局で。

(北野部長)

FM山陰さんです。

(城平局長)

FM山陰さんということで分かりました。米子市にはコミュニティーフィルムがあったりしますので、その辺りの拡大とともにご検討いただいたら、相談させていただければと思います。

(伊達部長)

「DARAZ FM」もありますので。

(北野部長)

今後の協議でご検討させていただきますので。

(城平局長)

はい、ありがとうございます。その他はございますか。全体を通じて何でも結構ですが。よろしいですか。

(城平局長)

それでは今日の協議会は以上で終わらせていただいてよろしいでしょうか。一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は協定の運用についての協議を中心として、法律に基づく運用も初めてということがございますので、改めて協議をさせていただきました。今日、お願いを申し上げたことについても、次回以降の回答でということでお願いをしたいと思いますが、私共の地域防災計画の中に盛り込む部分もございますので、その様なスケジュール感で、是非ご検討の方をお願いをしたいと思います。それから、安全協定の元々お願いしております立地県並み、立地市並みという4項目については、前回の時もお話しいたしましたけれども、県議会からの意見書というものも受けて、お願いをさせていただいているところでございます。鳥取県民、米子市民、境港市民の皆さんのがんばる願いがあるということでの申入れ・要望ということを受け止めていただいて、是非、検討をお願いしたいと思います。それから今度、26日には原子力防災訓練をさせていただきますけれども、その時にも私共、何分昨年度から本格的な訓練を行っておりますが、住民避難計画ができた段階で住民の皆さんに参加していただいての訓練というのは初めて実施するということになります。そういう意味では中国電力の皆さんにもいろいろ協力をお願いすることが、あるかと思いますのでそちらの方への協力もお願いをしたいと思います。いろいろお願ひをすることが多い訳でございますが、是非、安全協定の関係が前進をします様、協力をお願いいたしまして私の方からの終わりの挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(長谷川副本部長)

本当に今日はいろいろとご指導、ご意見をいただきましてありがとうございます。今、局長の方からご挨拶ございました、運用面でのご指摘事項につきましても、繰り返しになりますけれども、別途、会社の見解を、また回答させていただきたいと思います。そして本来の安全協定の4項目につきましても冒頭申し上げましたけれども、現在、社内で慎重に検討しておりますので、また別の機会にしっかり回答をさせていただきたいと思います。何より私共、原子力発電所の安全を守るということが第一でございますけども、特に周辺の自治体の皆さんにおかれましては防災面について当然私共としてもできる限りの協力をします。この週末の訓練も同じでございます。引き続き、ご理解、ご協力をいただくよう、お願いを申し上げまして、最後のご挨拶にしたいと思います。本当に今日もありがとうございました。

以上